



平成 24 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社河合楽器製作所
代 表 者 名 代表取締役社長 河合 弘隆
(コード番号 7 9 5 2 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役総合企画部長 金子 和裕
電 話 番 号 053-457-1227

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更の件を平成 24 年 6 月 28 日開催の当社第 85 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社では従来より音楽教室用備品や顧客よりの下取品等の古物売買を行っておりますが、定款規定上、その位置づけが曖昧であったため、中古品の売買に関する事業を当社の事業目的に追加し、明確化させるものです。(変更案第 2 条 21.)
- (2) 社外役員に優秀な人材を確保し、それぞれに期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役および社外監査役の賠償責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定を会社法 427 条第 1 項に基づき新設するものです。(変更案第 27 条および第 37 条)
なお、変更案第 27 条の新設につきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記の変更に伴う条文番号の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

株主総会開催日 平成 24 年 6 月 28 日 (予定)
効力発生日 平成 24 年 6 月 28 日 (予定)

以 上

(別紙)

現 行 定 款	変 更 案
第2条 (条文省略) 1. ↳ (省略) 20. 21. 楽器、電子計算機、事務機器及び自動車等のリース業並びにレンタル業 22. ↳ (省略) 24.	第2条 (現行どおり) 1. ↳ (現行どおり) 20. 21. 楽器、電子計算機、事務機器及び自動車等の <u>古物売買業</u> 、リース業並びにレンタル業 22. ↳ (現行どおり) 24.
第3条 ↳ (条文省略) 第17条	第3条 ↳ (現行どおり) 第17条
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第18条 ↳ (条文省略) 第26条	第18条 ↳ (現行どおり) 第26条
(新 設)	(社外取締役との責任限定契約) 第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。
第27条 (条文省略) 第5章 監査役及び監査役会	第28条 (現行どおり) 第5章 監査役及び監査役会
第28条 ↳ (条文省略) 第35条	第29条 ↳ (現行どおり) 第36条
(新 設)	(社外監査役との責任限定契約) 第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。
第36条 ↳ (条文省略) 第41条	第38条 ↳ (現行どおり) 第43条

以上